者無益をみとめたからである。其後、果して吾々の反対が効を成したか否か定に角、総同盟を中心とする地方小党は共同の声明書を発して、単一政党成立の既には解体して融合する意志を表明したが之に対しても吾等は又、単一政党が成立後解体するならば今更解体の為に、結党する必要はない筈である。故に虚心担懐、即時、全国単一政党の為に努力すべきであると主唱した。

其他、多くの団体も、此地方的小党には反対又は無関心の態度で、日本農民組合の提唱に注意を集中してゐた。為に事実に於て、地方的小党の大部分は影を攻した観があつた。

斯くして日本農民組合の提唱は、全体の注意を集め、賛成を得て、八月十日大阪に於て第一回の協議会が開かれるに至つた。当日参加した団体及決定事項は次の如くにして本評議会よりは、野田健太、青柳善一郎、鍋山貞親、渡、政之輔の四名が出席した。

中部日本農民組合　官業労働総同盟　日本労働組合聯合会
(通)東京市電自治会　日本製鉄労働同盟　戦闘労働組合聯合会
日本労働総同盟　日本労働組合聯合会　(通)大阪市電交業員自治会
日本労働組合評議会　大阪労働組合　大日本総同盟同盟委員会

日本農民組合　政治研究会　全国水平社　水平社青年同盟

右のうち、政治研究会、全国水平社、水平社青年同盟の三は始め協議会には傍聴者として出席したのであつたが、他の協議出席団体の賛成を得て協議会に正式に参加することゝなつたのである。当日の会議で決定した事項は次の如くである。

第一、準備機関設立の可否満場一致設立に決定。
第二、名称　無産政党組織準備委員会と決定。
第三、事務所　日本農民組合本部と決定。
第四、事務機関　庶務一名会計一名と決定（人選は農民組合に一任）
第五、第二回会議に新団体を加入せしむる件　加入せしむると決定
第六、第二回会議に参加する団体の資格の件　百名以上の無産階級的団体と決定
第七、参加勧誘宣傳機関設置の件　左の地方に協議機関を設置す。
関東、中部、関西（神戸、大阪、京都）東北、中国、四国、北海道、九州
第八、第二回会議代議員選出方法（略）
第九、経費負担　各団体は代議員選出資格一名につき毎月五円宛負担のこと。
第十、第二回会議決議方法
第十一、第二次会議の時機及場所、時期、九月下旬より十月上旬の間で庶務が